

販売に係る高圧ガスの種類変更届

根拠法令

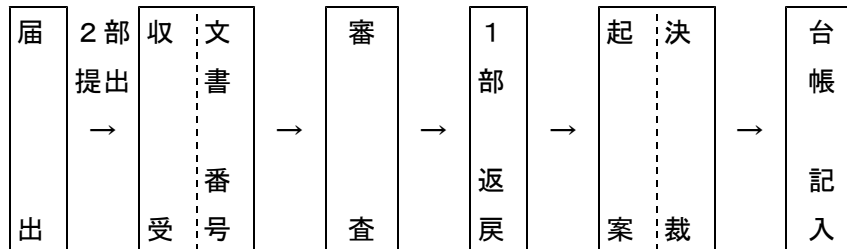
一般則第41条
法第20条の7
冷凍則第28条

適用

販売をする高圧ガスの種類を変更した場合。
種類の変更に該当しない変更（同一区分内のガスの種類の変更）

- ・ 冷凍設備内の高圧ガス ※高圧ガス保安法の運用及び解釈
- ・ 液化石油ガス について第20条の7関係参照
- ・ 不活性ガス（冷凍設備内の高圧ガスを除く）

手順



必要書類

- 1 販売に係る高圧ガスの種類変更届書（一般則様式第22、冷凍則様式第14）
- 2 委任状（代表者以外の者が届出手続きするとき）

審査

- ・ 高圧ガスの種類の変更内容を審査する。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

台帳記入

決裁後、台帳に記入する。